

将来の放射線緊急事態への準備

-東電福島第一原子力発電所事故から学んだ教訓に基づいて-

1. 序文

厚生労働省は、(a)東電福島第一原発の緊急作業従事者に対する離職後も含めた長期的な健康管理、通常被ばく限度超えの者に対する線量管理の検討、(b)今後仮に緊急作業を実施する場合の健康管理、医療体制、線量管理、特別教育の在り方の検討、をするための専門家検討会を設立した。専門家検討会は、2015年5月1日に厚生労働省に報告書を提出した。この報告書に基づいて厚生労働省は、「電離放射線障害防止規則」および「緊急作業従事者等の長期健康管理に関する大臣指針」を2015年8月31日に改正しており、これらは2016年4月1日から適用されることとなる。

2. 規則改正の要点

2.1. 特例緊急被ばく限度の設定

緊急事態やその他の状況を考慮して、緊急作業を行うためには100mSvの被ばく限度によることが難しいと認める場合は、厚生労働大臣は250mSvを超えない範囲で特例線量限度（特例緊急被ばく限度）を定めることができる。特に、緊急事態またはそれに至る恐れの高い事態が発生した場合には、厚生労働大臣は直ちに特例緊急被ばく限度を250mSvに定めなければならない。そして厚生労働大臣は、緊急作業従事者の線量や事故の収束のためにこの先必要となる作業の内容を勘案し、この線量限度をできるだけ速やかに廃止しなければならない。

2.2. 特例緊急作業従事者の限定

事業者は、原子力災害対策特別措置法で規定されている原子力防災要員のうちから、特例緊急作業従事者を選ばなければならない。

2.3. 特例緊急作業中の被ばく線量管理の最適化

事業者は、特例緊急作業時における作業者の線量が、特例緊急被ばく限度を超えないようにしなければならない。事業者はまた、事故の状況に応じて、特例緊急作業従事者が放射線を受けることを少なくするように努めなければならない。

2.4. 線量の測定と記録、およびその厚生労働省への報告

事業者は、内部被ばくの測定を1か月に1回行わなければならない。事業者はまた、1か月毎、1年毎、5年毎の実行線量の合計を算定して記録し、これを30年間保存しなければならない。事業者は厚生労働省に対して、線量分布や健康診断の結果、個々の緊急作業従事者の線量を定期的に報告しなければならない。

2.5. 特別教育

事業者は特例緊急作業従事者に対して、放射線被ばくのリスクに関する知識や、特例緊急作業の方法に関する知識や技術を含んだ特別教育を行わなければならない。

2.6. 医療および健康管理

事業者は緊急作業従事者に対して、少なくとも1か月に1回の健康診断を実施し、ま

たその作業者が緊急作業から他の業務へ配置換えとなる場合も同様に健康診断を実施しなければならない。また事業者は健康診断の結果を記録し、医師の意見を聴取し、作業者に対してその結果を通知し、そして健康診断の結果に基づいた事後措置を行わなければならない。

3. 大臣指針の改正の要点

3.1. 事故発生時を含む5年間における線量限度を超えた作業者の線量管理

事業者は、線量が100mSvを超える作業者について、その作業者が原子力施設の安全を担保するのに不可欠である場合、年間5mSvを超えない範囲内で通常の放射線業務に従事させることができる。

3.2. 5年間における線量限度を超えた作業者の線量管理

事業者は、累積線量が通常被ばく限度（5年間で100mSv）を超えないように、また緊急時線量と通常線量の合計が生涯で1Svを超えないように管理しなければならない。